

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社壱番屋			コード	7630
提出日	2025/5/8	異動（予定）日	2025/5/30		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	内田 俊宏	社外取締役	○													○		有
2	内藤 充	社外取締役	○													○		有
3	春馬 葉子	社外取締役	○													○		有
4	宮尾 尚子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	内田取締役は、民間シンクタンクでマクロ経済エコノミストとして幅広い分野で活躍された後、中京大学経済学部の特約教授として教鞭をとられる一方で、同大学の設置法人である学校法人梅村学園において評議員、常任理事に就任され、学校法人の経営においても手腕を発揮されておられます。これまでも監査等委員である社外取締役として、的確な経営判断に資する助言・提言をいただいております。また、当社や当社経営陣との利害関係もないことから、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	内藤取締役は、公認会計士として上場企業会計・税務、組織再編、財務調査・企業価値評価、内部統制評価等に関する豊富な知識と経験を有しておられる財務・会計の専門家であり、これまでも監査等委員である社外取締役として、的確な経営判断に資する助言・提言をいただいております。また、当社や当社経営陣との利害関係もないことから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	春馬取締役は、弁護士として会社法を中心とする企業法務、内部統制システム、コーポレートガバナンス等に関する知識と経験に加え、複数の企業での社外役員の経験を有しておられる法律の専門家であり、これまでも監査等委員である社外取締役として、的確な経営判断に資する助言・提言をいただいております。また、当社や当社経営陣との利害関係もないことから、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	宮尾取締役は、判事・弁護士としての豊富な経験と専門知識に加え、他企業においても社外取締役の経験を有しておられる法律の専門家であり、これまで培われた知見に基づき、当社のガバナンス強化に向けた助言・提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。また、当社や当社経営陣との利害関係もないことから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。